

論点整理(案)に係る議論のポイント(第 11 回委員会分まで)

平成 20 年 9 月 9 日  
有識者委員会事務局

項目・現行ガイドライン条文	論点、留意事項	委員会での意見、ポイント
<b>I. 全体構成</b>		
<b>1. 全体構成</b>	<p>(共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• (JJ) JICA、JBIC ガイドラインで項目が異なる。</li> <li>• (小西委員)「ガイドライン自体」を余り細かく規定するよりは、寧ろある程度柔軟性を持たしておき、一方で「運用面でぶれる」事が無い様に、しっかり「実務面のマニュアル等」を整備して頂きたい。</li> </ul> <p>(JICA)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• (JJ) 手続きの要求が散在して記載されているのは分かりにくい面がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• (JJ) 新ガイドラインでは「総論」においてスキーム横断的な共通事項を記載し、「各論」においてスキーム別の具体的な手続きを記載する。解釈等は FAQ に整理する。</li> <li>• (吉田副座長) 議論の骨格となる基本理念の記載が必要である。</li> <li>• (福田委員) 全体構成を検討するには目次案が必要である。</li> <li>• (GEF) 各段階の環境社会配慮について纏めることが重要である(案件形成段階、審査段階等)。</li> <li>• (GEF) JBIC 現行ガイドラインの第2部(プロジェクトに求められる環境社会配慮など)は新ガイドラインに反映すべき。</li> </ul>
<b>II. 基本的事項と手続き</b>		
<p><b>1. ガイドラインの適用対象</b></p> <p>「JICA が行う開発調査事業、無償資金協力事業のための事前の調査、技術協力プロジェクト事業を対象とする。JICA が行う開発調査事業、無償資金協力事業のための事前の調査、技術協力プロジェクト事業を対象とする。また、以上のスキーム以外の調査を行う場合は、その目的に応じて必要な範囲において本ガイドラインの関連部分を尊重する。」(JICA 1.7)</p> <p>「JBIC は、本行が行う全ての投融資(以下「融資等」)の対象となるプロジェクトについての環境社会配慮を通じ、(中略)本ガイドラインを定め、公表する」(JBIC 前書き)</p>	<p>(共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• (堀田委員) 現在は複数機関が異なるフェーズにおいて同一事業に関与する際の連携が必ずしも明示的でない。例えば JICA 開発調査で行った環境社会配慮に関する提言をその後誰がチェックするのかといった課題が見られる。JJ 統合(新 JICA)で開発調査の提言を有償資金協力の条件とするなど、プロジェクトサイクル全体を見通した実効性のある環境社会配慮が可能になる。</li> <li>• (福田委員) 無償の新たな業務フローに合わせ、無償における環境社会配慮審査の内容とタイミングを明確にすべき。</li> <li>• (福田委員) 無償においても、審査やモニタリングのあり方を定め、影響住民からの異議申立てを受け付けるべき。</li> <li>• (小西委員) 迅速性は企業の海外事業遂行上極めて重要な要素であり、数ヶ月単位の時間の経過があれば、その間に物価の上昇、労働力確保や資機材調達等の条件の変化により事業の遂行に重大な影響が及ぶこともあり得るので、留意いただきたい。</li> <li>• (JJ) 新 JICA の業務に対応するため、ガイドラインの適用対象について整理が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• (清水委員、福田委員) 環境社会配慮はできるだけ上流の段階から検討されるべきであることから、ローリングプランは環境社会配慮と関係する。</li> <li>• (早水委員、GEF) アセスの概念から言うと早い段階での環境配慮が望ましい。このため、事前調査の段階でも何らかの環境配慮が組み込まれる方が望ましく、協力準備調査をアプライオリに適用対象から外すのは不適切。</li> <li>• (JJ) ガイドラインの適用対象は技協、有償、無償。ローリングプランは政策判断に関係し、JICA の責任範囲に収まらないため、ガイドライン対象には不適。</li> <li>• (原科座長、清水委員、福田委員、GEF) 代替案の検討が行われるのは協力準備調査段階であり、戦略的環境アセスメント的な考え方の余地もある。よって、協力準備調査をガイドラインの適用対象とすべきと考える。</li> <li>• (JJ) 有償、無償、技協の本体事業は適用対象(無償の本体事業は新たに対象に加わる)。協力準備調査は、新 JICA 法上の調査・研究業務として、これら本体事業の準備を行う</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (JJ)整理に当たっては、新 JICA は資金協力、技術協力共に、案件形成から審査、実施段階まで一貫して関与することに留意し、重複のない、効果的・効率的な環境社会配慮確認ができるようなシステムとすることが必要。また、スキームごとの特殊性は考慮しつつも、できるだけ共通的な手続きをとることを考える。</li> <li>・ (JJ)有償資金協力については、相手国政府等や我が国産業界からの迅速化の要望についても勘案する必要がある。</li> <li>・ 案件形成から資金協力までを実施している世界銀行、ADB 等の環境社会配慮政策(セーフガード政策)では、資金協力の事前調査については政策の適用対象外。</li> </ul>	<p>ものであり、技術協力事業として行う調査とは位置づけが異なる。本体事業に加えて、その準備を行う協力準備調査までガイドラインの適用対象にすべきかは慎重に検討する必要あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (中山委員)JICA が作成した F/S を他ドナーが融資することもあり得るので、他ドナーとの整合を検討する必要がある。</li> <li>・ (原料座長)世銀等の国際機関と異なり新 JICA のように内部に人材が少ない場合には、外部諮問機関を設けることが効率的である。</li> <li>・ (堀田委員、吉田副座長)時間的ギャップを如何に埋めるか、新 JICA 内部の連携が課題である。</li> <li>・ (清水委員)新 JICA と他ドナーが協調融資する場合のガイドライン適用についても今後検討が必要である。</li> </ul>
<p><b>2. 「確認」と「支援」</b></p> <p>「本ガイドラインは、JICA が行う環境社会配慮の責務と手続き、相手国政府に求める要件を示すことにより、相手国政府に対し、適切な環境社会配慮の実施を促すとともに、JICA が行う環境社会配慮支援・確認の適切な実施を確保することを目的とする」(JICA 1.2)</p> <p>「本ガイドラインは、本行が行う環境社会配慮確認の手続き(融資決定前、融資決定後を含む)、判断に当たっての基準、及び融資等の対象となるプロジェクトが環境社会配慮の観点から求められる要件を示すことにより、(中略)。これにより本行は、本行が行う環境社会配慮確認の透明性・予測可能性・アカウントビリティの確保に努める」(JBIC 第 1 部 2.)</p>	<p>(共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (JJ)現行ガイドラインでは、JICA は環境社会配慮の「支援・確認」を行うとしているのに対し、JBIC は環境社会配慮の「確認」を行うことになっている。</li> <li>・ (JJ)資金協力については、プロジェクト実施主体は相手国政府等であることから、新 JICA はガイドラインでいう「確認」のみを行うことが考えられる。</li> <li>・ (JJ) 現行 JICA ガイドラインでは[プロジェクトに対する環境社会配慮の主体は相手国政府である]としているが、同時に[プロジェクトの計画を策定する際に、相手国と共同して、環境社会配慮調査を行い報告書を作成する]、[相手国政府と共同で現地ステークホルダーとの協議を行う。]としている。「相手国と共同して」と記載すると、環境社会配慮調査は JICA 調査団の実施事項と相手国に理解される場合があるなど、相手国の責任意識を弱める場合がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (千吉良委員)資金協力の「確認」には、相手側に働きかける場合なども含まれる。新 JBIC ガイドラインとの整合が必要である。</li> <li>・ (大西委員:藤岡代理)援助には、限られた譲許的な資金を使って途上国の環境社会配慮面を「支援」していくという側面もあるので、赤道原則を採択している民間銀行や JBIC の国際金融等業務とは区別する必要がある。</li> <li>・ (福田委員、清水委員)協力準備調査は新 JICA が実質的に主体となって支援を行うことになるので、確認ではない。コンサルテーションは「相手国と共同して」行うものではないが、環境社会配慮調査は共同で実施するものと理解している。</li> <li>・ (JJ)資金協力の場合は適切な環境社会配慮がなされない場合、融資や資金供与の停止といった措置を担保する必要があり、事業の責任主体はあくまで相手国政府であることを明確にすべき。技術協力による支援はあるが、事業の責任主体はあくまでも相手国政府であるため、「共同して」とは整合しない。</li> <li>・ (福田委員)有償については L/A で環境社会配慮の実施を担保しているが、無償の G/A でもその旨言及が必要。</li> <li>・ (JJ)資金協力(有償・無償)は事業主体が相手国政府であり同じ性格のものと考えているが、技術協力ではそれに「支援」が加わると想定している。</li> <li>・ (福田委員)新 JICA では有償と無償が同じ性格であるとの事務局の見解だが、無償の体制にかかる情報がさらに必要である。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (吉田副座長)「支援・確認」を検討する際には、理念の共通認識、相手国政府の実施能力を把握することが必要である。</li> </ul>
<b>3. 案件形成</b>		
	<p>① ローリングプラン (共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (NGO2)新 JICA はローリングプランを作成および改定後、速やかに公開する。</li> <li>・ (JJ)ローリングプランは、両国政府間の円滑な政策協議を進めるための業務資料である。未決定のものを含め、政府間の協議内容を反映するという資料の性格上、公開にはなじまない。</li> <li>・ (小西委員)外務省の「ODA の点検と改善 2007」の中でも取り上げられており、案件の予測可能性を高め、個別案件形成のための基本的な方針を示し、その中で、例えば無償資金協力と技術協力の連携、円借款の組合せを考えていくものと理解しているが、ローリングプランに入っていない案件は対象にしない等の硬直的な対応はせず、実務にあたっては柔軟な運用を御願いたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (清水委員)ローリングプランの策定段階においても環境社会配慮確認がなされるべきであり、ODA タスクフォースのメンバーに環境社会配慮の専門家を含めては如何か。</li> <li>・ (北村委員)ローリングプランには、成熟度の面等で様々な案件が盛り込まれる予定であり、その策定段階で環境社会配慮を担保することは難しい。ローリングプランに過度の焦点を当てるのではなく、全体として環境社会配慮がなされてるかが重要。事務局の考え方はローリングプランから実際に案件が動き出す段階で環境社会配慮を確認するという発想。なお、ローリングプランは、外JJで共有するが、最終的には外務省の責任の文書である。</li> </ul>
	<p>② 協力準備調査 (調査の実施計画に係る文書、調査の実施決定) (共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (NGO2)新 JICA は、協力準備調査の実施決定前に、案件名、案件概要、カテゴリ分類およびその根拠、協力準備調査の TOR 案を含む調査実施計画書案を作成する。作成にあたっては、カテゴリ A 案件は必ず、カテゴリ B 案件は必要に応じて、現地に調査団を派遣する。カテゴリ A 案件は現地踏査及びステークホルダーからの情報・意見の聞き取りを行い、その結果を TOR 案に反映させる。</li> <li>・ (JJ)新 JICA は、協力準備調査の実施決定後に、協力準備調査の TOR を含む調査の実施計画に係る文書を作成する。調査の TOR の作成にあたっては、調査団の派遣は必ずしも必要ではないものと考えている。</li> <li>・ (NGO2)新 JICA は、調査実施計画書案を、協力準備調査実施の意思決定前に 30 日間公開する。協力準備調査の TOR 案について、外部からの情報提供・意見表明を歓迎し、必要に応じて TOR 案に反映させる。</li> <li>・ (JJ)調査 TOR を公示の際に公開するため、調査の実施計画に係る文書案は公開しないものと考えている。</li> <li>・ (NGO2、GEF)新 JICA は、協力準備調査実施の実施決定に関して、プロジェクトの環境社会面の検討を行い、意思決定に反映させる。</li> <li>・ (JJ)新 JICA は、協力準備調査の実施決定に関して、必要に応じて、プロジェクトの環境社会面を含む検討を行う予定である。</li> <li>・ (NGO2)新 JICA は、協力準備調査の実施決定後、調査実施計画書を公</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (JJ)協力準備調査は技術協力としての調査とは法律上の位置づけが異なる。協力準備調査は本体事業の準備を行うものであり、むしろ本体事業の環境社会配慮に係る情報をいかに前広に公開するかが課題。世銀と ADB でも本体事業の事前調査自体はセーフガードポリシーの適用対象としていない。また、案件形成段階と本体事業の due diligence での確認プロセスは明確に区別して議論する必要がある。</li> <li>・ (福田委員)ADB は業務マニュアルにおいて技術協力(TA)段階での Initial Poverty and Social Analysis を規定している。</li> <li>・ (早水委員、原科座長)協力準備調査については、業務フローに係る追加説明が事務局よりなされた段階で議論を行ったほうが効率的。</li> <li>・ (清水委員、GEF)大筋の業務フローはもう出ており、業務フローが固まっていない段階であっても議論を行い、環境社会配慮の観点を業務フローにフィードバックすべき。</li> </ul>

	<p>開する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (JJ)調査の実施に係る計画文書は公開しないものと考えている。但し、調査の実施に当たっては、委託先等の選定に関する公示の中で、調査 TOR は事前に公開される。</li> <li>・ (小西委員)協力準備調査は 3 つの援助手法に係る調査業務を一つの枠組みに集約して行われるので、資金協力を繋がる案件発掘・形成の迅速化に繋がるものと期待。ただでさえ、ODA は時間がかかるので、民間企業が取り組みを敬遠する動きが顕著である。現在の官民連携促進の動きを阻害しない為にも、入り口の調査では、迅速化を促進する上で支障とならない様な確認内容および手続きを確保すべきである。</li> </ul>	
	<p>③ 協力準備調査（個別案件の形成以外） （共通）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (NGO2)協力準備調査の初期段階ではプロジェクトが明確でない場合が多いが、その場合でもプロジェクトを想定してカテゴリ分類を行う。カテゴリ C: マスタープランで検討されるプロジェクトのいずれもが環境や社会への望ましくない影響が最小限かあるいはほとんどないと考えられる場合。カテゴリ A+B: 上記以外の場合で、カテゴリ A とカテゴリ B を統合し、現地ステークホルダー協議を義務付けることを提案する。</li> <li>・ (JJ)協力準備調査で、個別案件形成以外の調査の場合は、必要に応じ、環境社会配慮調査を行う。なお、NGO 提案では、協力準備調査の中のマスタープランとして提案がなされているが、協力準備調査において、従来の開発調査というマスタープランを策定するための調査は予定されていない。</li> <li>・ (NGO2)新 JICA は、マスタープラン終了後、フィージビリティ調査の対象プロジェクトにつき、再度カテゴリ分類を行う。対象プロジェクトの事業概要およびカテゴリ分類結果をフィージビリティ調査の開始 30 日前に公表する。カテゴリ分類の結果、フィージビリティ調査の対象プロジェクトがカテゴリ A に分類された場合には、TOR の見直し等必要な措置を取る。</li> <li>・ (JJ)協力準備調査で個別案件の形成を行う場合は、その前段階からの調査から引き続き行われる場合も含め、ガイドラインが適用される本体事業のカテゴリ分類を行った上で、必要な環境社会配慮調査を行う方向で検討している。また、カテゴリ分類結果は公表する方向で検討している。</li> </ul>	
	<p>④ 協力準備調査（報告書） （共通）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (NGO2)新 JICA は審査対象プロジェクトについて協力準備調査が実施された場合には、当該協力準備調査の最終報告書は、完成後速やかに、かつ少なくとも案件審査前に公開されていなければならない。</li> </ul>	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>• (JJ)協力準備調査の最終報告書については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律、入札に与える影響等を踏まえ、報告書に含まれる情報の種類・特性に応じて公開の是非およびタイミングを検討する必要がある。</li> <li>• (福田委員)協力準備調査において実施機関に対して提言した環境社会配慮上の留意事項について、本体事業支援の審査時にその実施状況を確認すべき。</li> <li>• (JJ)JBIC の環境レビューでは、SAPROF 等の提言内容が相手国政府等により実施されるか否かの確認も行っている。</li> <li>• (JJ)現状、SAPROF 実施に当たっては、環境社会面からの検討を行い、本体事業(円借款)の際にガイドラインの要件が満たせるものとなるよう、必要な調査を含めている。調査内容(TOR)については、公示資料にて公開している。</li> </ul>	
<p><b>4. スクリーニング(カテゴリ分類)</b></p> <p>「カテゴリA:環境や社会への重大で望ましくない影響のある可能性を持つようなプロジェクトはカテゴリAに分類される。また、影響が複雑であったり、先例がなく影響の予測が困難であるような場合、影響範囲が大きかったり影響が不可逆的である場合もカテゴリAに分類される。さらに、相手国政府等が定めた環境に関連する法令や基準等で詳細な環境影響評価の実施が必要となるプロジェクトはカテゴリAに分類される。」(JICA 2.5.2)</p> <p>「調査・設計等に対する円借款案件であるエンジニアリング・サービス借款については、カテゴリCに属するものを除きカテゴリBとする」(JBIC 第1部4.(2))</p>	<p>① カテゴリAの定義 (JICA)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• (JJ)「相手国政府等が定めた環境に関連する法令や基準等で詳細な環境影響評価の実施が必要となるプロジェクトはカテゴリ A に分類される」という点については、事業に関する事前情報を提出し IEE または EIA の実施が必要か否かを判断する国や、初期環境調査報告を提出しさらに調査が必要かを判断する国、または環境影響評価の報告内容が具体的に示されていない国があること等から、相手国の環境影響評価制度における扱いをカテゴリ分類の定義として用いることは必ずしも適切ではないと考えられる。</li> </ul> <p>②エンジニアリング・サービス(E/S)借款 (JBIC)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• (JJ)E/S 借款は、詳細設計等を実施するための借款であり、直接の環境・社会影響を伴わないことから、現行 JBIC ガイドラインではカテゴリ B(または C)として扱っている。しかし、一部の E/S 借款では、並行して準備工事や非自発的住民移転が行われるものがある。</li> <li>• (JJ)本体がカテゴリAの事業であっても、E/S 借款の段階ではEIA 報告書のレビュー等を必ずしも実施しないが、準備工事等が E/S 借款と並行して実施されることに問題はないか？</li> <li>• (清水委員)E/S 借款であっても、事業の規模・特性に鑑み分類されるべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• (福田委員)現行 JICA ガイドラインは、相手国と共同で調査を行う必要があるため、ガイドラインで JICA のアクションとして何を規定していくか議論すべき。</li> <li>• (早水委員、GEF)相手国の文脈もあるので、参考情報として相手国の基準を参照する余地を残す必要がある。</li> <li>• (JJ)ある時は相手国の法制度を尊重し、ある時は本体事業の規模・特性に鑑みカテゴリ分類を行うことは一貫性が無いため、後者に一元化すべき。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>• (堀田委員)E/S の詳細設計段階で住民移転が行われる場合、E/S 借款をこれまでのカテゴリB(またはC)からカテゴリAに分類するだけでは本質的な解決にはならず、E/S 段階で適切に配慮がなされる仕組み作りが必要。</li> <li>• (福田委員)E/S 借款による成果物も公開すべき。</li> <li>• (JJ)E/S 借款であっても、本体事業の規模・特性に鑑みてカテゴリ分類を行う方向で検討。他方、E/S 借款の成果物は相手国に帰属し、また、入札に関連する情報であるため、入札前に公開するのは不適。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>世界銀行では、事業の規模・特性に鑑みた分類を行っているが、ADB では、E/S 借款は一律カテゴリ C に分類される。</li> </ul>	
<p>「次のいずれかに属するプロジェクトは原則として、カテゴリ C に分類される。 — 通常特段の環境影響が予見されないセクター及びプロジェクト(例: 人材開発、国際収支支援、既存設備のメンテナンス、追加設備投資を伴わない権益取得)」(JBIC 第 1 部 4.(2))</p>	<p>③ノンプロジェクト借款 (JBIC)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(清水委員)政策借款は、プロジェクトへの支援と比較してその案件数が少ないこと、また、多くが世界銀行等との協調融資であるため、改めて新 JICA のガイドラインにおいてその審査方法について規定する必要がないと考えるが、一概に全てカテゴリ C とするのは適切ではない。</li> <li>(清水委員)政策借款は、その影響の性質や審査の方法も、通常の案件とは性質が異なることから、通常のカテゴリ A、B、C、FI とは別に、カテゴリ P を設け、カテゴリ P の場合には、必要に応じて、世界銀行やアジア開発銀行等の政策を参照し環境社会配慮面についての審査も実施することが望ましいと考える。</li> <li>(JJ)政策借款について、政策レベルのアセスメントとしては SEA があるが、義務付けは時期尚早と認識。</li> <li>世界銀行では、開発政策借款 (DPL)、貧困削減戦略借款 (PRSC) については、OP4.01(環境アセスメント)の対象とはせず、OP8.60 (開発政策借款) を適用し、環境に重大な影響がありえるかを判断している。ADB では、通常のセーフガード政策を適用し、EIA/IEE は不要としつつも、定性的な影響評価を求めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(福田委員)政策借款が環境社会配慮面と与える影響を適切に分析しているのか、借入国がポリシー・マトリックスを遵守しているかを外部から確認できるようにするため、関連する主要文書の公開が重要。</li> <li>(早水委員)政策が環境社会配慮面と与える影響は、定性的に分析できる。政策段階で分析できなかった事項に関しては、後の段階で分析すれば良い。</li> <li>(JJ)政策借款であっても、環境社会面と与える影響に応じてカテゴリ分類を行う方向で検討。環境レビューの方法については引き続き検討が必要。ポリシー・マトリックスの概要については事前事業評価表で公開しており、それ以上の情報公開に関しては相手国との関係もあるので慎重な検討が必要。</li> </ul>
<p>「スクリーニングの後でも、協力事業の進捗に伴い配慮すべき環境社会影響が新たに判明した場合など、必要に応じてカテゴリ分類を変更する。」(JICA 2.5.5) 「マスタープランは、協力事業の初期段階ではプロジェクトが明確でない場合が多いが、その場合でもプロジェクトを想定してカテゴリ分類を行う。その際に、派生的・二次的な影響や累積的影響を考慮に入れる。また、複数の代替案を検討する場合は、それら代替案のなかで最も重大な環境社会影響の可能性を持つ代替案のカテゴリ分類に拠るものとする。調査の進捗に伴いプロジェクトが明確になった以降は、必要に応じてカテゴリ分類を見直すものとする。」(JICA 2.5.6)</p>	<p>④その他 (JICA)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(福田委員)事業実施中により上位のカテゴリに変更された場合、TOR や S/W を見直す規定を設けるべき。</li> <li>(GEF)M/P・F/S 一体型の調査の場合は、F/S 実施の前の段階における手続き(案件名、カテゴリ分類等の公開)につき、検討すべき。</li> <li>(JJ)現行 JICA ガイドラインでは、M/P、F/S それぞれについて規定がある。開発調査で M/P の後に F/S を行う際に、M/P のカテゴリに対し F/S のカテゴリが上位となった場合には、必要な場合に S/W を見直せばよいと考えられる。</li> <li>(福田委員)マスタープランにおけるカテゴリ分類の目的とその方法を再検討すべき。</li> <li>(JJ)マスタープランで、プロジェクトが明確でないのにプロジェクトを想定するのは現実的でない面がある。具体のご提案を頂き検討したい。</li> <li>(第 1 期)カテゴリ分類の基準を明確にすべき。</li> <li>(第 1 期)M/P と F/S の一体型調査については、F/S 選定案件の前における</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(福田委員、GEF)協力準備調査の意思決定前に TOR 案を 30 日間公開し意見を受け付けるべき。</li> <li>(JJ)開発援助の迅速化の要請にも配慮すべきであり、調査の意思決定やコンサルタント選定と並行して随時コメントを受付けることとしたい。</li> </ul>

	<p>情報公開を行うべきであるという意見と、両プロセスを分離することにより時間をとられないようなフレキシブルな対応を行うべきであるという指摘あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (第1期)カテゴリ分類の根拠(基本情報及びガイドラインの該当部)を記載すべきである。</li> <li>・ (JJ)現行JICAガイドラインに基づき、国際約束を締結した段階で、カテゴリ分類及びその根拠を事業概要等とともに公開している。また、現行JBICガイドラインに基づき、スクリーニングを終了したときに、カテゴリ分類及びその根拠をプロジェクト概要等とともに公開している。</li> <li>・ (NGO2)新 JICAは、協力準備調査の候補案件について、実施決定前に、当該事業について想定される事業概要(国名、場所、概要、セクター、規模など)をもとに 1回目のカテゴリ分類を行う。</li> <li>・ (JJ)協力準備調査で個別案件形成を行う場合は、ガイドラインが適用される本体事業のカテゴリ分類を行った上で、必要な環境社会配慮調査を行う方向で検討している。</li> <li>・ (小西委員)スクリーニングについても、迅速化が重要な要素である。</li> </ul>	
<p>5. 環境レビュー</p> <p>「カテゴリAプロジェクトについては、借入人等から、プロジェクトに関する環境アセスメント報告書が提出されなければならない」(JBIC 第1部 4.(3))</p>	<p>① カテゴリ A 事業における EIA の義務化 (JBIC)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (JJ)現行 JBIC ガイドラインでは、非自発的住民移転だけを理由にカテゴリ A となる事業についても、EIA の実施、EIA 報告書の提出を義務付けている。しかしながら、多くの国では非自発的住民移転に係る検討は EIA の対象項目に含まれず、EIA の実施・確認により配慮を確保することにはならない。</li> <li>・ 世界銀行や ADB では、このような事業については、EIA の実施を義務付けていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (清水委員、福田委員)EIA 報告書に社会影響面が含まれているケースがあること、また住民移転計画書には主に緩和策が記載されており、社会影響分析が含まれていないケースが多いことから、非自発的住民移転のみを理由にカテゴリ A となる事業について EIA 報告書作成を義務付けない場合、社会影響分析が適切になされているかを確認する必要があり、住民移転計画書を代わりに公開すべき。</li> <li>・ (GEF)住民移転の規模が大きいことが原因でカテゴリAになる事業についてもEIAを求める現行ガイドラインの規定を残すべきである。あるいはEIAの社会的側面を強化した社会影響評価(SIA)を求めることも一案である。</li> <li>・ (JJ)環境レビュー時に社会影響評価を確認しており、必要に応じて追加的な対応を求めている。住民移転計画書を公開するかは検討中。</li> </ul>
<p>「JBIC は、金融仲介者等を通じ、プロジェクトにおいて本ガイドラインに示す適切な環境社会配慮が確保されるよう確認する」(JBIC 第1部 4.(3))</p>	<p>② カテゴリ FI 事業の環境レビュー (JBIC)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (JJ)現在問題が生じている訳ではないものの、現行 JBIC ガイドラインの書き振りでは、具体的な確認内容が必ずしも明確でない。</li> <li>・ (JACSES)カテゴリ FI の情報公開方法及びモニタリング方法をガイドラインで規定すべき。</li> <li>・ (JJ)カテゴリ FI について、環境レビュー方法の具体化、レビュー結果の公</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (JJ) (NGO2)の指摘事項については基本的に同様の点を考えており、ガイドラインにおける具体的な記述振りについては検討中。</li> </ul>

	<p>開を(カテゴリ A、B と同様に)行った上に、更にカテゴリ FI のみに独自の情報公開及びモニタリング方法を規定することが必要か。なお、カテゴリ FI の環境レビュー結果が事業事前評価表に記載されていないものが過去に散見されるが、記載することで既に対応済。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>世界銀行や ADB 等の国際機関もカテゴリ FI を設けており、環境レビューの内容が具体的に記載されている。</li> <li>(NGO2)新 JICA は、カテゴリ FI のプロジェクトについて、以下の環境レビューを実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>-JICA は、金融仲介者等が、案件実施段階で選定・決定されるサブプロジェクトについて、新 JICA ガイドラインの基準に基づくスクリーニングを行う体制を有していることを確認する。</li> <li>- カテゴリ A のサブプロジェクトが想定されない場合には、新 JICA は、金融仲介者等の環境社会配慮に関する体制やこれまでの環境社会配慮上のパフォーマンスを検査し、サブプロジェクトについて新 JICA ガイドラインに基づく環境レビュー、モニタリングが確保されることを確認する。この場合、新 JICA は、カテゴリ A のサブプロジェクトに対して金融仲介者等が支援を行わないこと、およびサブプロジェクトについて適切な環境社会配慮が行われることを、融資契約等を通じて確保する。</li> <li>- カテゴリ A のサブプロジェクトが想定される場合には、金融仲介者等によるカテゴリ A のサブプロジェクトへの支援承認前に、新 JICA が環境レビューを行うことを融資契約等において確保する。この場合、新 JICA は、金融仲介者等が提案するカテゴリ A のサブプロジェクトについて、通常プロジェクトと同様の環境レビューおよび情報公開を行う。</li> </ul> </li> <li>(JJ)金融仲介者のスクリーニング体制の確認、各カテゴリ分類に基づいたサブプロジェクトの環境レビュー・モニタリング等の手続き、カテゴリ A のサブプロジェクトを含むか否かの事前確認、等の手続きについて、現状でも必要に応じ実施しているところであるが、ガイドラインの記載について、他カテゴリの記載方法も確認しつつ、検討する。</li> </ul>	
<p>「JICA は、環境社会配慮等に関し、日本、国際機関、地域機関、日本以外の先進国が定めている国際基準・条約・宣言等の基準やグッドプラクティス等を参照する。相手国における環境社会配慮の法令等がそれらの基準やグッドプラクティス等と比較検討し大きな乖離がある場合には、より適切な環境社会配慮を行うよう、相手国政府(地方政府を含む)に対話を通じて働きかけを行い、その背</p>	<p>③国際的な基準やグッドプラクティスの参照(共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(小西委員)環境社会配慮はプロジェクト実施主体が当該国の法令に従って実施し、新 JICA はパイの実施機関としてその実施状況を確認する立場であることから、当該プロジェクト実施主体が主体的に環境社会配慮を行うことを促す内容とし、プロジェクト実施国における法令や手続きを可能な限り尊重することが重要。また、相手国においては法令や手続が不十分な事も多く、技術協力を活用しかかる法令や手続の整備が行われる事を期待。</li> <li>(WWF)グッドプラクティスをベンチマークとする、という原則をサポート。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(清水委員)国際基準と乖離がある場合は、現行 JICA ガイドラインの記述通り、対話を通じて働きかけを行うことを入れるべき。</li> <li>(JJ)現行 JICA は支援も行っているので、「働きかけ」という文言が含まれる。</li> <li>(福田委員)本論点は OECD のコモンアプローチが背景にあり、コモンアプローチにおける国際的基準の取扱いについて、2007 年の改訂により、従来の”would be applied”から”expected to meet(遵守することが期待される)”へ適用度合いが強化された。なお、新 JBIC、NEXI は、国際的基準</li> </ul>



<p>景、理由等を確認する。』(JICA 2.6.3)  「相手国及び当該地方の政府等が定めた環境に関する法令や基準等を遵守しているかどうかを確認し、また、環境に関する政策や計画にそったものであるかどうかを確認する。さらに、JBIC は、環境社会配慮等に関し、国際機関、地域機関、日本等の先進国が定めている基準やグッドプラクティス等を参照する。環境社会配慮のあり方がそれらの基準やグッドプラクティス等と比較検討し大きな乖離がある場合には、相手国(地方政府を含む)、借入人、及びプロジェクト実施主体者との対話を行い、その背景・理由等を確認する。』(JBIC 第1部 3(4))</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (WWF) 相手国の環境社会配慮のあり方が十分であるかどうかを新 JICA が定める手法を明確にすることを提案。(独立した外部のエキスパートによる配慮確認、日本の法律が優っている場合には基準は日本のものを使う、独立した外部のエキスパートによるモニタリング、環境社会配慮に関する相手国のキャパシティの強化)</li> <li>・ (JJ) 現行 JICA、JBIC ガイドラインの規定に基づき、プロジェクト実施主体による主体的な環境社会配慮を促し、当該国の法令や手続きの遵守を確認している。</li> <li>・ (JJ) 現在も、国際基準、グッドプラクティス等を参照し、大きな乖離がある場合には、その背景・理由等を確認するとともに、必要に応じて相手国政府等に働きかけを行っている。</li> <li>・ (JJ) JBIC の環境レビュー、モニタリング(監理)では、必要に応じ、日本での EIA 実施の経験がある等の外部専門家を活用している。</li> </ul>	<p>の取り扱いを個々に明確化する方向で検討中。具体的にはプロジェクトファイナンス案件には IFC の Performance Standard、それ以外の案件には世銀 Safeguard Policy を適用させたい意向。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (JJ) プロジェクトファイナンス案件の主体である民間企業と新 JICA が行う事業は異なることから、IFC Performance Standard を新 JICA ガイドラインで使用すべきかは要検討。</li> </ul>
	<p>④ その他 (共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (HRN) プロジェクト実施主体の社会配慮基準に関する態度を確認すべき。</li> <li>・ (第1期) ガイドライン 1.4、2.6.3、2.7.1 に関し、要件に解釈の違いが生じる点を整理すべき。</li> <li>・ (JJ) 現行ガイドラインの実施において、要件を満たしているかを確認している。JICA ガイドライン 1.4、2.6.3、2.7.1 に関しては、要件の解釈の違いが生じるとは認識していない。</li> </ul> <p>(JICA)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (第1期) 相手国の環境アセスメント手続きとの関係を明確にすべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (FOE) 社会配慮確認の基準を明確にすべきであり、労働基本原則、人権宣言の批准状況、宣言のコンプライアンス等の確認を GL に含めるべき。</li> <li>・ (JJ) 必ずしもこれら宣言等のコンプライアンス状況につき確認は行っていないが、実施機関の社会配慮体制等から総合的に判断。</li> </ul>
<p><b>6. モニタリング</b>  「環境社会配慮が必要な技術協力プロジェクト事業の実施段階において、モニタリングを行う。』(JICA 1.5.4)  「JBIC は、環境社会配慮確認のために以下を実施する。(中略) 融資等の意思決定後のモニタリング及びフォローアップ(以下フォローアップも含め単に「モニタリング」)(JBIC 第1部 3.(2))」JBIC は、(中略)プロジェクト実施主体者によるモニタリングの内重要な環境影響項目につき、借入人を通じ、そのモニタリング結</p>	<p>① モニタリングに係る用語の整理 (共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (JJ) 現在問題が生じている訳ではないものの、「モニタリング」は、相手国政府等が実施するものと JICA・JBIC が行うもので同じ用語を用いているため、誤解を招きやすい。</li> <li>・ 世界銀行では、相手国政府等が実施する「モニタリング」と世界銀行が実施する「監理(supervision)」とが明確に区別されている。(ADB 等、他の国際機関では区別していない。)</li> </ul>	

果の確認を行う」(JBIC 第 1 部 4.(4))		
	<p>②カテゴリ A 事業を中心としたモニタリング(監理)の強化 (JBIC)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (JJ)モニタリング(JBIC による監理)については既に現行 JBIC ガイドラインに明記されているが、必要な確認・対応がなされていない場合もある可能性がある。</li> <li>・ 住民移転等に係る実施段階での環境社会配慮確認(監理)の重要性については、ADB 等の国際機関においても認識が高まっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (福田委員、清水委員) 具体的な GL 改訂の方向性を示すべき。</li> <li>・ (JJ) 具体的な文言は、GL 案を提示する際に示す。カテゴリ A 案件については、メリハリをつけて案件監理に関与していく必要あり。</li> </ul>
	<p>③その他 (共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (NGO2)案件の実施段階において、プロジェクトに重大な変更が生じた場合、変更後の事業につき、カテゴリ分類および新たなカテゴリ分類に応じた環境レビューを行う。このカテゴリ分類および環境レビューは、案件審査に準じた手続きで行う。新 JICA は、変更の概要および変更後のカテゴリ分類結果を公開する。また、変更後のプロジェクトに関する主要な環境社会配慮に関する文書を入手後速やかに公開する。</li> <li>・ (JJ)新 JICA では、現行 JBIC 同様、プロジェクトの内容に環境社会面への影響を含む変更がある場合、その変更の環境社会面への影響度合いを確認しつつ、必要に応じてカテゴリ分類を見直し、環境ガイドラインで求められている要件を満たすことを確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (吉田副座長)セクターローンの場合、2~3件の典型的なサブプロジェクトの環境社会配慮状況を確認した後、残りのサブプロジェクトの選定を相手国政府に委ねることが多いため、環境社会配慮面で影響の大きい案件が選定される場合あり。</li> <li>・ (JJ)ご指摘の点を避けるため、カテゴリAのサブプロジェクトが選定される可能性の有無につき審査時に確認しており、必要に応じて、実施機関の環境社会配慮面の能力強化も行なっている。四半期毎に提出されるプログレスレポート、実施機関との協議等を通じて、案件監理を実施している。</li> <li>・ (堀田委員)F/S段階で提案された実施体制、モニタリング段階で発見された改善点につき、相手国政府からのコミットメントの確保方法を検討すべき。</li> <li>・ (JJ) 基本的には、相手国政府との協議を通じて要求。進展が見られない場合、円借款については最終手段として、借款契約に基づき救済措置を行使することもある。借款契約(L/A)及びその付属文書には、環境社会配慮面で実施機関が取るべき措置、又それに違反した場合の対応措置に関する記載有り。</li> <li>・ (堀田委員)モニタリングは、相手国が実施するもの、JICA が実施するものがある。誰がどのように行うのかについて、新ガイドライン中にどこまで盛り込むのか検討が必要。また、モニタリングにおいては、事業が開始するまでの期間でモニタリングが実施されない空白期間が生じるので、この期間の対応についても検討が必要。</li> <li>・ (吉田副座長)環境社会配慮面で問題が生じた場合、迅速</li> </ul>

		<p>に対応できる資金や制度が無い場合、個別案件の予備費の活用や、案件横断的なSocial Environmental Emergency Fundなどを設立しては如何。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• (JJ)技術協力、予備費の活用等、問題解決のために支援することは可能だが、Fundの設立については現実的ではなく、また問題解決の責任主体は相手国政府である。</li> <li>• (福田委員、GEF)事業計画に重大な変更があった場合、スクリーニング、情報公開、環境レビュー等の手続きを改めて実施すべき。</li> <li>• (JJ)事業計画に重大な変更が生じた場合、円借款基本約定(G.T.C)に基づき、借入人はJBICから同意を得る必要があり、JBICは同意に際し、環境レビュー等も含め再審査を必要に応じ実施している。</li> </ul>
<p><b>7. フォローアップ</b> 「協力事業の終了後、フォローアップを行う。」(JICA 1.5.5)</p>	<p>(JICA)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• (JJ)現行 JICA ガイドラインのフォローアップについては新 JICA においては状況の変化がある。また、日本の無償資金協力、有償資金協力の場合を除き、相手国の事業化の状況を把握することは必ずしも容易ではない。</li> <li>• (第1期)フォローアップについても第三者機関が関与すべき。</li> <li>• (第1期)環境アセスメントや住民移転に係る支援が実際の事業計画にどのように反映されたか検証が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• (JJ)全ての案件に対して同じようなレベルのフォローアップを行うことは投入量の観点からも困難。</li> <li>• (清水委員)フォローアップは、開発調査がどの程度事業化されたのか、相手国政府にて適切に環境社会配慮面のフォローがなされているのか把握するために必要。</li> </ul>
<p><b>8. 意思決定</b></p>		
<p>「JBIC は、環境レビュー結果を、融資等の意思決定に反映する。なお、環境レビューの結果、適切な環境社会配慮が確保されないと判断した場合は、適切な環境社会配慮がなされるよう、借入人を通じ、プロジェクト実施主体者に働きかける。適切な環境社会配慮がなされない場合には、融資等を実施しないこともある。」(JBIC 第1部6)</p>	<p>① 環境レビュー結果の意思決定への反映 (JBIC)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• (WWF)適切な環境配慮がなされない場合に、融資を実施するかしないかの判断を新 JICA が行うプロセスを明確にすることを提案。又、判断した理由を公開することも提案。</li> <li>• (JJ)JBIC の環境レビュー結果は、全案件既に公表しており、環境社会配慮確認に係る本行の判断が記されている。</li> </ul> <p>(共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• (NGO2)新 JICA は無償資金協力案件の採択にあたっては、環境レビュー結果を踏まえ、新 JICA としての意思決定を行う。その結果を日本政府へ伝達する。</li> <li>• (JJ)新 JICA は、日本政府の無償資金協力案件の検討にあたり、環境社会配慮面を含め、新 JICA の検討結果を日本政府に報告する予定である。</li> <li>• (NGO2)新 JICA は、環境レビュー結果を踏まえ、以下につき融資契約(L/A)、贈与契約(G/A)またはその付属文書に盛り込むものとする。 1)住民移転計画最終版の提出やモニタリングの実施、モニタリング報告書の提出など、環境社会配慮上、実施機関がとるべき措置。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• (福田委員)新 JICA は無償の実施を担うため、実施の責任は新 JICA が持つべきで、円借款の L/A 同様に、無償の G/A にも支援の停止・中止を新 JICA 独自の判断で可能とする条項を記載すべき。</li> <li>• (北村委員)G/A の書き振りは検討中ではあるが、供与の是非は政府が決める事項であり、JICA 独自の判断で国と国との合意を完全に停止することはできない。</li> <li>• (原科座長、吉田副座長)停止は無理でも、牽制できるような手立てを検討すべき。</li> </ul>

	<p>2)1)に違反した場合、新 JICA がとることができる協力の停止・中止などの措置。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• (JJ)新 JICA における融資契約及びその付属文書には、環境社会配慮面で実施機関が取るべき措置、又それを満たさない場合の対応措置を盛り込む予定。ただし、住民移転計画やモニタリング報告書の提出まで対応措置の対象とすることは慎重な検討が必要。贈与契約の内容については、検討中である。</li> </ul>	
<p>「環境社会配慮が確保できないと判断する場合」として想定されるものとしては、例えば開発ニーズの把握が不適切な場合、事業化されれば緩和策を講じたとしても深刻な環境社会影響が予測される場合、深刻な環境社会影響が懸念されるにもかかわらず影響を受ける住民や関係する市民社会組織の関与がほとんどなく今後も関与する見込みがない場合、事業が行われる地域の社会的・制度的な条件を勘案すれば環境社会影響の回避や緩和策の実施に困難が予想される場合などが考えられる。」(JICA 2.8.3)</p>	<p>②JICA による意思決定 (JICA)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• (JJ) 開発ニーズの把握が適切か否かは環境社会配慮面のみから必ずしも判断されるものではない。また、「事業化されれば緩和策を講じたとしても深刻な環境社会影響が予測される場合、深刻な環境社会影響が懸念されるにもかかわらず影響を受ける住民や関係する市民社会組織の関与がほとんどなく今後も関与する見込みがない場合、事業が行われる地域の社会的・制度的な条件を勘案すれば環境社会影響の回避や緩和策の実施に困難が予想される場合」は、想定することが難しい。</li> <li>• (小西委員)当然の事項を並べているだけなので、新ガイドラインには記載不要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• (JJ)想定しにくい例であり、基準として記載するか否かにつき検討する必要がある</li> <li>• (原科座長、GEF)想定できる範囲のケースが網羅的に記述されているため、修正する必要はない。現ガイドラインで記載することになった経緯を確認する必要がある。</li> </ul>
<p><b>9. 緊急時の措置</b> 「緊急を要する場合は、自然災害の復旧や紛争後の復旧支援などで、緊急性が高くガイドラインに従った環境社会配慮の手続きを実施する時間がないことが明らかな場合をいう。JICA は、早期の段階においてカテゴリ分類、緊急の判断と実施する手続きを審査諮問機関に諮問する。また、審査諮問機関の検討結果と協力事業の結果を情報公開する。」(JICA 1.8)</p>	<p>(JICA)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• (福田委員)踏むべき手続きを新ガイドラインに明記すると同時に、審査会による助言の内容を明確化すべき。カテゴリ A 案件については、緊急時の措置の対象外とすべき。</li> <li>• (JJ)ガイドライン上の手続きどおりにならない場合を想定しているので、その際に何が適切かの検討を行うことになる。</li> <li>• (第 1 期)緊急時の措置について、その文言からはいかなる手続きがなされるのかよく分からないので、整理すべき。</li> <li>• 世界銀行では、Emergency Recovery Projects の場合、ADB では、Emergency Assistance Loans の場合について、規定がある。</li> <li>• (中山委員)原形に復旧する場合で、住民移転を伴わないような災害復旧工事は緊急避難として環境アセスメントの手続きを省略するケースもありうる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• (福田委員)ガイドラインどおりにできない場合のケースを整理すべき。</li> <li>• (JJ)手続きが具体化してから整理する。</li> </ul>

<p><b>10. 戦略的環境アセスメント(SEA)の取り扱い</b>  「JICAは、マスタープラン等においては、戦略的環境アセスメントの考え方を導入し、早期段階からの広範な環境社会配慮がなされるよう相手国政府に働きかけるとともに、相手国の取り組みを支援する」(JICA 1.4 重要事項 2) (JBIC 規定なし)</p>	<p>(共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (JJ) 現行 JICA ガイドラインでは、左記の規定があるのに対し、現行 JBIC ガイドラインには規定がない。</li> <li>・ (WWF) できる限り SEA 手続きを遵守することを提案。</li> <li>・ SEA については、2006 年に DAC(開発援助委員会)でグッド・プラクティス・ガイダンスが、2007 年に我が国で導入ガイドラインが、それぞれ作成されている。</li> <li>・ 世界銀行等では一部の事業で SEA が実施されているが(通常世銀による資金負担)、SEA の実施を義務付けている国際機関、二国間機関は存在しない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (高梨委員)SEAとして十分という水準が明確でないので、これまで行われた SEA を含んだ案件のレビューを行っていただきたい。</li> <li>・ (中川氏:早水委員代理)SEA は日本でも普及していないので、SEA の義務付けは慎重な検討が必要。</li> <li>・ (原科座長)SEA を巡る国際潮流を踏まえ、義務付けは困難で国毎の事情を勘案する必要はあるものの、ODA にて率先して推進すべき。</li> </ul>
<p><b>11. 情報公開</b>  「カテゴリA及びカテゴリBのプロジェクトについては、環境アセスメント報告書及び相手国政府等の環境許認可証明書等、借入人等から入手した環境社会配慮に関する主要な文書の入手状況を JBIC ウェブサイト上に掲載し、環境アセスメント報告書等を速やかに公開する。」(JBIC 第 1 部 5(2))</p>	<p>① 主要な文書の公開 (JBIC)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (NGO)新 JICA は、環境社会配慮に関する主要な文書(環境アセスメント報告書、環境管理計画、住民移転計画、先住民族への配慮に関する計画及び生活再建計画並びにこれら文書に添付される作成段階で行われたステークホルダーとの協議に関する情報を含む)を入手後速やかに公開すべき。公開対象は、当該国で承認されたものに限られず、その翻訳版も含む。</li> <li>・ (清水委員)政策借款関連の主要文書を公開すべき。</li> <li>・ (小西委員)情報公開においては、商業上の守秘義務も考慮しつつ、プロジェクトの進捗に支障をきたさないような確認内容・手順を確保することも重要。</li> <li>・ (JJ)環境社会配慮はプロジェクト実施主体者である相手国政府等の責任であり、新 JICA はそれを確認する立場。従って、環境社会配慮の一環としての情報公開は、相手国政府等が当該国法令等に則して行うもの。</li> <li>・ (JJ)現状では、JBIC としての説明責任を果たすとの観点から、左記のガイドライン規定に基づき、環境アセスメント(EIA)報告書の入手状況をウェブサイトに掲載の上、同報告書(言語は当該国で承認を受けたもの)を公開している。</li> <li>・ (JJ)住民移転計画や先住民族への配慮に関する計画等は、EIA 報告書に比べ法制度上義務付けられていない途上国が少なくないことに留意。</li> <li>・ (JJ)EIA 報告書の翻訳版の公開に当たっては、翻訳の妥当性・適切性については新 JICA として責任を負うことは困難。</li> <li>・ 世界銀行、ADB では、EIA 報告書(ADB はサマリー版のみ)、住民移転計画、先住民族(開発)計画をそれぞれ英語で自ら公開。EBRD の新政策案では、EIA 報告書の公開のみを規定している。</li> <li>・ 二国間機関である KfW や AFD には公開の規定はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (JJ)住民移転計画書、先住民族への配慮に関する文書については、記載内容や作成の義務づけ、公開について制度化されていない国も多いところから、一律公開を義務づけることは困難。現地で公開されている場合は、新 JICA でも公開したい。</li> <li>・ (原科座長)相手国政府に対し、透明性の原則を示すべき。</li> <li>・ (JJ)翻訳版のレベルは様々であるため、一律公開することは困難。事業のオーナーシップを勘案すると、こちらで訳したものを先方の承諾なしに公開するわけにはいかない。</li> <li>・ (福田委員、GEF)JBIC は翻訳版を用いて環境レビューを行っているため、JBIC が参照した翻訳版を見ないと環境レビューに対し意見できない。</li> <li>・ (福田委員)翻訳版のクオリティが低くとも、文章そのものを公開するべき。</li> <li>・ (JJ)政策借款は、今後の借入国のアクションについて約束し借款を供与するものであり、通常のプロジェクトとは異なるため、関連文書は公開にはそぐわない。</li> <li>・ (原科座長、吉田副座長)SEA レベルの話であり、プロジェクトの話とは異なるものの、環境社会配慮面についてどのような注意をすべきという点については検討されているはずであり、そこについては公開していくべき。</li> <li>・ (清水委員)政策レベルでも何らかの環境影響評価は行うべき。気候変動対策借款は今後も進んでいくものと思われる。今後は考えを変えていくべき。</li> <li>・ (清水委員)政策借款にパイロット事業が含まれている場合は、パイロット事業の環境社会配慮に関する文書を公開すべき。</li> <li>・ (JJ)政策借款の場合、政策合意がなされればワンショットで融資が実行される。政策の実施についてはモニタリング</li> </ul>

		<p>を実施し、次の融資はその実施状況に応じて出すことになる。融資した資金は一般財政に充当され、プロジェクトに直接的には繋がっていないため、何に使われているのか極論すれば確認できない点で通常のプロジェクトとは異なる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• (原料座長)政策借款でも、第3者がチェックを行える体制を構築すべき。</li> <li>• (JJ)インドネシアの気候変動対策ローンのケースでは、環境専門家によるチームを All Japan として派遣予定であり、更なる第3者チェックの必要性はない。</li> <li>• (吉田副座長)政策借款は、その内容が政治的に微妙なものもあり、これを情報公開することは、内政干渉となり得る場合があるので注意が必要。</li> </ul>
<p>「JBIC は、融資契約締結後、カテゴリ A、B及び FI プロジェクトについては、環境レビュー結果を一般の閲覧に供することとし、ウェブサイト上で公開する。」(JBIC 第1部5(2))</p>	<p>② 契約締結後の情報公開 (JBIC)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• (NGO)新 JICA は、融資契約締結後に、環境チェックリストに基づく環境社会配慮確認の結果及び当該事業の環境社会影響に関する融資機関としての所見ないし環境審査結果を公開すべき。また、環境レビュー結果に、(a) 借入人と合意された主たる環境社会配慮上の対策、(b) ステークホルダーから提供された意見・懸念に対する事業者の対応と、当該対応に対する JBIC の評価、を記載すべき。</li> <li>• (JJ)現在、JBIC では、効果的かつ効率的に円借款事業を実施するとともに十分な説明責任を果たし、透明性の確保に努めることを目的として、平成13年4月1日以降に審査(アプレイザル)が実施される全ての円借款事業を対象として事前評価を実施し、借款契約締結後に速やかに「事業事前評価表」の一部として環境審査結果を公表している。</li> <li>• 世界銀行では Project Appraisal Document を、ADB は Report and Recommendation of the President (RRP) の一部として環境審査結果を公表している。</li> <li>• 二国間機関である KfW や AFD には関連する規定はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• (GEF)世銀、ADB と比して、JBIC の環境レビュー結果の情報公開量は少ない。世銀 ISDS 等も踏まえつつ公開範囲の拡大を検討すべき。既存の内部資料が公開できないのであれば、具体的な対策を提示してもらう必要がある。</li> <li>• (清水委員、福田委員)JBIC の事業事前評価表には国際基準との比較結果に関する記述が無いので、これらが見える書き振りが必要。</li> <li>• (千吉良委員)民間金融機関の立場からすると、審査結果を公開することはない。開発主体にとって情報管理は一つのリスク・マネジメントであり、先方政府が公開されたくない情報を新 JICA が一方的に公開することのリスクは大きい。</li> <li>• (JJ)相手国との信頼関係に基づき情報を入手している。入手した情報を全て公開すると、相手国から必要な情報を、タイムリーに入手できず、十分な審査ができなくなる恐れがある。但し、カテゴリ A の環境レビュー結果については、公開内容を充実させる方向で検討したい。</li> </ul>
<p>「プロジェクト実施主体者が環境社会配慮を確実に実施しているか確認するために、本行は原則として、カテゴリ A 及びカテゴリ B のプロジェクトについては、一定期間、プロジェクト実施主体者によるモニタリングの内重要な環境影響項目につき、借入人を通じ、そのモニタリング結果の確認を行う。」(JBIC 第1部4(4))</p>	<p>③ モニタリング報告書の公開 (JBIC)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• (NGO)カテゴリ A のプロジェクトについて、事業者から入手した環境社会モニタリング報告書を入手次第速やかに公開し、また新 JICA が自ら行うモニタリング結果を公開すべき。</li> <li>• (JJ)モニタリングの主体はプロジェクト実施主体である相手国政府等であり、新 JICA はプロジェクトを監理する立場。モニタリング結果が、当該プロジェクトに関わるステークホルダーに公開されるよう促すことが適当。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• (清水委員)相手国のモニタリング報告書を公開することで、新 JICA のモニタリング能力が強化される。また、新 JICA 自身のモニタリング報告書も公開すべき。世銀は ISDS に大きな変更が生じた場合、変更点を公開している。</li> <li>• (JJ)モニタリング項目が達成されない場合、JBIC は相手国に改善を求めており、その過程において報告書が公開されてしまうと、原因追及や対策を取れなくなる可能性がある。現場レベルで、どの程度まで情報公開できるか検討する必</li> </ul>

<p>「モニタリング結果は、当該プロジェクトに関わるステークホルダーに公開されていることが望ましい」(JBIC 第2部1.)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際機関、二国間機関のなかで、ドナーによるモニタリング報告書の公開を規定しているのは ADB のみ。世銀は自由・率直な情報交換が妨げられるおそれ、検討過程の秘匿性を守る必要性を理由に、公開していない。</li> </ul>	<p>要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(原科座長)早い対応と公にすることは別議論。問題等がある場合は日本ではすぐに公開しており、時間が経てば経つほど公開されないリスクがある。早めの公開を検討してほしい。</li> </ul>
<p>「JICA は、情報公開をウェブサイト上で日本語及び英語により行うとともに、関連する報告書を JICA 図書館、現地事務所において閲覧に供する。」(JICA 2.1.8)「これら関係機関、ステークホルダーからの情報提供が早期に行われることを促進するとともに、環境レビューのアカウントビリティ及び透明性を確保するため、JBIC は、環境レビューに関し重要な情報につき、環境レビュー期間中に、プロジェクトの性格に応じた適切な方法により公開する。」(JBIC 第1部5(1))</p> <p>「カテゴリA及びカテゴリBのプロジェクトについては、環境アセスメント報告書及び相手国政府等の環境許認可証明書等、借入人等から入手した環境社会配慮に関する主要な文書の入手状況を JBIC ウェブサイト上に掲載し、環境アセスメント報告書等を速やかに公開する。」(JBIC 第1部5(2))「環境アセスメント報告書は、地域住民等も含め、プロジェクトが実施される国において公開されており、地域住民等のステークホルダーがいつでも閲覧可能であり、また、コピーの取得が認められていることが要求される」(JBIC 第2部2.)</p>	<p>④ 公開方法 (JBIC)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(NGO)環境社会配慮に関する主要な文書を、ウェブサイト上に掲載すると同時に、本部及び事業実施国における新 JICA の現地事務所(現地事務所が存在しない場合は、事業実施国を担当する在外公館)において、誰もが自由に閲覧・複写が可能な状態で公開するべきである。また、当該事業により影響を受ける地域住民や現地 NGO からの要請がある場合には、文書の写しを無償で交付・送付すべきである。</li> <li>(JJ)新 JICA にて公開対象となる環境社会配慮に関する主要な文書は、プロジェクトが実施されている国でも公開、コピーの取得を原則として要求しており、地域住民や現地 NGO は入手可能な状況にあると思われる。</li> <li>(JJ)文書の写しを交付・送付するには費用がかかることから、一律無償で行うことが適当か?(情報公開請求制度でも実費の請求は行っている。)</li> <li>(JJ)現在 JBIC では本店の広報センターで公開を行っているが、アクセスの改善を図る必要があるか。</li> <li>世界銀行では、レポートを情報センターで公開すると共に、ウェブサイトにも掲載。ADB では、サマリー版のウェブサイト掲載のみを行っている。</li> <li>(共通)(福田委員)新 JICA は、案件情報データベースを整備し、この中で環境社会配慮関連情報を整備すべき。</li> <li>(JJ)ウェブサイトでの情報公開は、外部の方が必要な情報を探しやすいように行うことを検討。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(JJ)ウェブサイトについては、HP の容量等あり、技術的にどこまで可能か検討が必要。また無償で交付することによる経費負担も考慮する必要あり。</li> <li>(福田委員)無償配布の対象に影響住民のみにすることであれば検討可能。世銀、ADB は途上国からの要請については無償で配布している。</li> <li>(GEF)一義的には相手国政府が公開すべきだが、公開されなかった場合は、新 JICA として何らかの対応をとるべき。</li> <li>(千吉良委員)日本国民の税金を使って無償でコピーするのは避けて欲しい。受益者負担とするのが原則であるべき。</li> <li>(吉田副座長)円借款は途上国にとって公共事業。途上国の住民は、誰が実施主体かを考えるべき。全てを無償にすることは自助努力を損なうことになりかねない。原則は実施主体がすべき。情報公開について何らかの問題が生じた場合は、新 JICA が相手国に対して公開の支援や公開を促すことがあるべき姿。</li> <li>(JJ)実施主体である相手国が現地住民に情報を公開し対話を行うべきであり、新 JICA が直接現地住民に情報提供しても最終的な解決にはならない。まずは、公開するよう相手国政府を促したい。また、現行ガイドライン適用案件では、EIA は承認かつ公開が必須であり、環境レビュー時に公開状況につき確認を行っている。</li> </ul>
<p>「JICA は、カテゴリAに分類された要請案件については、提言の作成に先立って事業実施国、実施地域、事業概要の3点をホームページ上で一定期間、情報公開し、環境社会配慮の観点から外部の情報や意見を収集して提言に反映する。」(JICA 3.1.2)</p>	<p>⑤ 環境レビュー前の情報公開 (JBIC)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(NGO)新 JICA は、現在 JBIC が海外経済協力業務の一環として行っている有償資金協力促進調査(SAF)、ないしこれに代わる協力準備調査等の報告書を公開すべき。カテゴリA・B のプロジェクトに関する SAF については、インセプションレポート、インテリムレポート、ドラフトファイナルレポートも公開し、ステークホルダーとの協議を行うべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(福田委員)協力準備調査の報告書は公開されるのか。SAPROF の多くは F/S の補完であり、環境面での補完も行っているため、SAPROF での提言がどう反映されたかを検証するためにも公開は必要。</li> <li>(中山委員)SAPROF の報告書を公開しなくとも環境の面で不利益が生じたという話は聞いたことがないため、わざわざ公開はしなくてもいい。また、B/D 報告書はほとんどが設計</li> </ul>

<p>「JICA は、情報公開をウェブサイト上で日本語及び英語により行うとともに、関連する報告書を JICA 図書館、現地事務所において閲覧に供する。」(JICA 2.1.8)「スクリーニングを終了したときは出来るだけ速やかに、プロジェクトの名称、国名、場所、プロジェクトの概要、セクター、カテゴリ分類及びその根拠を公開する。」(JBIC 第1部 5.)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (JJ)現状、JBIC では、SAF の報告書には公開しないことを前提に相手国政府から入手した情報や円借款事業の調達に関する機微に触れる情報等が含まれるため、公開していない。統合後作成される報告書については取扱いを検討する。</li> </ul> <p>(JICA)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (JJ)現在 JICA では、入札関係の情報を含むため一部の調査報告書を作成後速やかに公開していない場合がある。</li> <li>・ (福田委員)新 JICA は、基本設計調査・詳細設計調査の報告書を完成後速やかに公開すべき。入札関連情報が含まれるため公開が困難な場合には、入札に関連する部分を取り除くなど、速やかな公開のために必要な措置を講じるべき。</li> <li>・ (福田委員)全ての情報公開を日英両言語で行うことを明記すべき。</li> <li>・ (JJ)全ての情報公開を日英両言語に指定する必要があるか。</li> </ul> <p>(共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (福田委員)新 JICA は、全ての要請案件について、カテゴリ分類後速やかに案件情報を公開すべき。要請段階情報公開には、カテゴリ分類とその根拠を含めるべき。</li> <li>・ (JJ)有償資金協力については、現行 JBIC ガイドラインの規定に則り、カテゴリ分類後速やかに案件概要、カテゴリ分類及びその根拠を公開している。現行 JICA ガイドラインでは、カテゴリ A に分類された要請案件は、事業実施国、実施地域、事業概要を公開し、国際約束を締結した段階で、協力事業の名称、国名、場所、概要、セクター、カテゴリ分類及びその根拠等を公開している。</li> </ul>	<p>の内容であり、入札等を考慮すると作成後まもなくの公開は難しい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (JJ)現行 JICA は技術協力として調査を行っており、報告書は技術協力の成果物であるが、協力準備調査は直後に本体事業の審査を控えている点で大きく異なる。現行 SAPROF は公開されない情報も含めて収集、分析しており、公開を前提とすると審査に必要な情報が十分に収集できない恐れがある。係る性格をもつ協力準備調査の公開については慎重に検討する必要がある。</li> <li>・ (福田委員)JICA は英語のみでカテゴリ分類等の情報を提供しているが、日本国民に情報提供する観点から、基本的な案件情報は日本語でも提供すべき。JBIC は日英で公開している。</li> <li>・ (福田委員)現在の JICA のガイドラインにおいては、カテゴリ A の案件のみについて情報公開されているが、新 JICA においては、全ての要請案件のカテゴリ分類を公開すべき。</li> <li>・ (JJ)多くの要請案件の中で、最初から検討の対象にならないものもあり、全てを公開する必要はない。</li> </ul>
<p>「JICA は、協力事業の初期段階において、情報公開が確実に行われることを担保するための枠組みについて、相手国政府と協議し合意する。」(JICA 2.1.3)</p>	<p>⑥ 初期段階での情報公開に関する枠組み合意</p> <p>(JICA)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (JJ)事前調査等協力事業の初期段階においてガイドライン記載事項以上の具体的な枠組みに合意することは現実的でない面がある。</li> <li>・ (福田委員)情報公開を担保するための枠組みについて、相手国政府と協議・合意するタイミングを再検討すべき。</li> </ul>	